

駐 車 場 利 用 規 約

有限会社濱田不動産（以下「当社」といいます。）は、当社が所有管理する「浜田ビル駐車場」（横浜市磯子区磯子3-4-23所在）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり、定めます。

- 1 当駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約を承認の上、当駐車場を利用するものとし、本規約は、当駐車場施設を利用する全ての利用者に適用されるものとし、
- 2 当社は、当駐車場の駐車スペースを本規約に従い、有償にて、利用者の利用に供するものとし、
- 3 当駐車場の利用者は、当駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金を支払うものとし、ただし、月極契約に基づく利用者は、当該契約に定める利用料を支払うものとし、
- 4 駐車時間は、当駐車場施設の入場ゲートの通過から出場ゲートの通過までの時間とし、
- 5 駐車料金の支払は、当駐車場内又は浜田ビルに備付けの事前精算機もしくは出場ゲート備付けの精算機により、事前精算機又は精算機記載の精算手順に沿って、行うものとし、利用者が、駐車券を紛失した場合、再発行手数料として、金5000円をお支払いいただき、駐車料金については、当該紛失日の前日の午前0時より駐車していたものとして計算した駐車料金をご請求させていただきます。
- 6 駐車場の継続した1回の利用は、全日について、最長48時間とし、48時間を超えて駐車することはできないものとし、
- 7 以下の各号の一に該当する車両は、当駐車場を利用することができないものとし、
 - (1) 車両の大きさによる制限
 - ア 車両全長：5.2m を超える車両
 - イ 車両全幅：2.4m を超える車両
 - ウ 最高車両高：2.3m を超える車両
 - エ 最低地上高：15cm 以下の車両
 - (2) 法令違反等による車両の制限
 - ア 無登録車、車検切れ車等一般道路を走行することが禁じられている車両
 - イ 自動車登録番号に覆いがなされ、又は取り外されている車両等登録番号自動認識装置による自動車登録番号の読み取りが困難な車両
 - ウ 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きを完了させていない車両
 - エ 仮登録中である車両等車体の特定が困難な車両
 - (3) 他車加害のおそれのある車両の制限
 - ア 車両に付属された装着物により、駐車場施設もしくは機器又は他の車両に損傷を発生させるおそれのある車両
 - イ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な車両等であり、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両
 - ウ 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれのあるものを積載した車両、又は悪臭を発生させ、もしくは液汁漏出の原因となるものを積載した

車両

エ 積載物が落下するおそれのある車両

(4) 二輪車・三輪車等の制限

自動二輪車，原動機付自転車，足踏み自転車，小型特殊自動車，サイドカー，三輪車，バギー，トライクなどと呼称される車両

8 利用者は，駐車場内の車両通行に関しては，以下の各号の定めを遵守しなければならないものとしします。

(1) 駐車場内は，時速8キロメートル以下の速度により徐行し，歩行者等の安全を確保すること

(2) 追い越しをしないこと

(3) 出庫する車両の通行を優先すること

(4) 係員の指示がある場合，その指示に従うこと

9 利用者は，当駐車場の利用に際しては，以下の事項を遵守しなければならないものとしします。

(1) 車両内に貴重品を残置しないこと

(2) 駐車中は必ずエンジンを停止し，車両から離れる場合には，窓を閉め，扉及びトランクを施錠すること

(3) 指定された駐車スペースに駐車し，それ以外の場所に駐車（駐車線枠外の駐車，駐車スペースを跨ぐ駐車，カラーコーン等により，駐車禁止としている駐車スペースへの駐車を含む）をしないこと

(4) 駐車中の車両内に乳幼児を独居させないこと

(5) 駐車中の車両に動物を放置しないこと

(6) 駐車場内において，喫煙及び火気を使用しないこと

(7) 駐車場内に，爆発性のもの及び可燃性のものを搬入しないこと

(8) 駐車場内において，カーステレオを使用すること，乱暴に車両ドアの開閉を行うこと，夜間に大きな話し声を発すること等，近隣の迷惑になる行為をしないこと

(9) 駐車場内において，ビン，缶及び紙屑，ボロ切れ，吸殻，雑誌，粗大ゴミ等を捨てないこと

(10) 駐車場内において，車両の駐車以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動・洗車・宿泊等）を行わないこと

(11) 前号に掲げるもののほか，係員の指示に従うこと

10 当社は，以下の各号の一に定める利用者の損害について，責任を負いません。

(1) 当駐車場の利用者が，他の利用者もしくは第三者の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害

(2) 料金精算時の利用者の車室番号未確認等に基づく精算間違いによる損害

(3) 駐車場内における盗難その他の犯罪被害による損害

(4) 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害

(5) 他の車両等に，入庫及び出庫を妨げられたことにより，利用者が被った損害（待機時間・機会損失等による損害を含むがこれに限られない）

(6) 利用者間のトラブル又は第三者から受けたトラブルによる利用者の損害

(7) 当駐車場の責によらない事由及び事前精算機又は精算機等の機器の故障による入庫不能又は出庫不能により，利用者が被った損害

11 当駐車場の利用者が本規約又は駐車場内に掲出された規定に違反した場合もしくは

故意又は過失により駐車場の設備又は機器を破損した場合には、当該利用者は、それにより当社が被った損害（その結果、駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償しなければならないものとします。

- 12 当社は、本規約の各条項の一に違反して駐車された車両に対し、直ちに退出を求める旨の警告の貼り紙を行うほか、施錠を解除した上での車内の調査、駐車場所及び出庫経路の封鎖、チェーン施錠、レッカー等での車両の移動による駐車位置の変更を行うことがあります。
- 13 前項の場合、当該車両の利用者は、施錠解除、車内調査、チェーン施錠、駐車場所及び出庫経路の封鎖、レッカー移動等の必要な措置に要した費用を賠償しなければならないものとします。
- 14 当社は、以下の各号の一にあたる場合、当社の判断により、当駐車場の全部又は一部について、利用を停止し、又は、車路を通行止めにし、もしくは、駐車車両の移動を行い、又は、入出庫を停止することができるものとします。この場合、当社は、利用者の一切の損害について、これを賠償する義務を負わないものとします。
 - (1) 自然災害、火災、爆発、施設又は機器、車両の損壊、交通事故その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
 - (2) 工事、清掃又は消毒を行う必要があると認められる場合
 - (3) その他、保安上、施設運営の継続が適当でないと認められる場合
- 15 当社は、当駐車場が満車である場合は入場を停止するほか、本規約の各条項の一に違反し、又は、過去に違反したことがある車両又は利用者、もしくは、違反するおそれのある車両又は利用者の利用を拒否し、又は退出を求めることができるものとします。
- 16 当社は、当駐車場の利用にあたって、利用者から提供された個人情報について、法令等に従い適正に管理するものとします。
- 17 当駐車場は、ビデオカメラ等により当駐車場内及びその周辺を撮影している場合があります。当社は任意にこれを不正駐車の取り締まりに使用し、又は、防犯・捜査等のために公的機関に提出する場合があります。ただし、利用者は、当社に対し、撮影された映像等の提供を求めることはできないものとします。
- 18 当駐車場の利用及び利用に関連する当社と利用者との一切の紛争については、横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(附則)

- 1 令和4年7月1日制定，同日施行